高規格幹線道路

高規格幹線道路とは

昭和62年、道路審議会の答申にもとづいて決定された高規格幹線道路網として、全国的な自動車道交通網を構成することで高速交 通サービスの全国的な普及、主要拠点間の連絡強化を目標とし、地方中枢、中核都市、地域の発展の核となる地方都市およびその周辺 地域等から、おおむね1時間程度で利用が可能になるよう、およそ14,000kmで形成される自動車専用道路のことです。

高規格幹線道路は、広域的な交流を促進し、地域間連結を図るための広域的な幹線道路のマスタープランである、広域道路整備基 本計画に位置づけられています。(P23参照)

高規格幹線道路の整備体系

平成21年5月現在

道路資産の移管

· 貸 付

高速自動車国道

(国土開発幹線自動車道等)

約11,520km (既供用7,641km) [約374km] [既供用257km]

うち新直轄区間

約822km (既供用36km)

高速自動車国道に並行する -般国道自動車専用道路

既供用720km

[約40km] [既供用27km]

国土交通大臣の指定に基づく高規格幹線道路 (一般国道の自動車専用道路)

約2,480km(既供用1,118km) うち本四180km

(注)赤字の〔〕書きは、山口県内における延長

6) その他必要な事項

6)建設主体

高速道路ができるまで

高規格幹線道路

約14,000km



山陽自動車道宇部下関線

山口県の高規格幹線道路



※機能代替区間:高速自動車国道に並行する自動車専用道路

	路線名	区間	延 長 (km)	予定路線	基本計画	整備計画	施行命令	供用開始
1	中国縦貫自動車道	県境~鹿野IC	23.7	S39.6.16 (国縦道法による)	S42.11.22(第17回)	S46.6.1 (第21回)	S46. 6. 1	S58. 3.24
		鹿野IC~山口IC	36.8		S40.11.1(第14回)	S42.11.9(第17回)	S43. 4. 1	S55.10.17
		山口IC~小郡IC	12.7					S50. 4. 1
		小郡IC~美袮IC	18.1					S49. 7.31
		美袮IC~小月IC	26.4			S41.7.25(第16回)	S41. 7.25	040. 7.01
		小月IC~下関IC	15.5					S48.11.14
		計	133.2					
2	山陽自動車道	県境〜岩国IC	7.0	- - - S41.7.1 - (国幹道法による) -	S46.6.8 (第21回)	S53.11.21 (第25回)	S53.11.21	S63. 3.29
		岩国IC~玖珂IC	14.1					H 4. 6.25
		玖珂IC~熊毛IC	12.2			S48.10.19 (第23回)	S48.10.19	
		熊毛IC~徳山東IC	11.8					H 2.12.20
		徳山東IC~徳山西IC	18.0					H 2. 3.30
		徳山西IC~防府東IC	12.6			S47.6.20 (第22回)	S47. 6.20	S61. 3.27
		防府東IC~山口JCT	18.0					S62.12. 4
		山口JCT~宇部JCT	約27	S62.9.1	未 定	未 定	未 定	未 定
		宇部JCT~下関JCT	28.1	(国幹道法による)	H1.2.27 (第28回)	H3.12.3 (第29回)	H 5.11.19	H13.3.11
		計	121.8					
3	関門自動車道	下関IC~県境	2.3	S43.3.11	_	S43.3.19(第18回)	S43. 4. 1	S48.11.14
		(下関IC~門司IC)	(0)	(高速国道法による)		る 10.0.10 (新10日)	<u> </u>	0 10.1 1.1 1
		計	2.3					
4	山陰自動車道	県境〜長門市三隅	約55	S62.9.1	未 定	未 定	未 定	未定
		長門市三隅〜美祢市	約35	(国幹道法による)	H9.2.5 (第30回)	未 定	未 定	未 定
		計	約90					

- (注) 1.計は、供用済み延長を表す。(山陰自動車道を除く)
 - 2.()内は、国幹審の開催回数
 - 3.国縦道法…国土開発縦貫自動車道建設法(S32.4.16法律第68号)
 - 4.国幹道法…国土開発幹線自動車道建設法(S41.7.1法律第107号)